

平成 22 年 12 月吉日

お客様各位

各種変更事項のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
年末年始の営業時間ならびに来年からの取引関連の変更事項をお知らせいたします。

1. 年末年始の営業時間について

平成 22 年 12 月 30 日（木）は大納会となりますので日中立会をもちまして年内の営業を終了させていただきます。平成 23 年 1 月 4 日（火）より通常営業とさせていただきます。

2. 入出金のお取扱い

年内のご入金 は平成 22 年 12 月 30 日午後 4 時までとさせていただきます。12 月 30 日午後 4 時以降 1 月 4 日午後 4 時までに入金確認ができました分は 1 月 4 日分の入金処理とさせていただきます。1 月 4 日午後 4 時以降の入金は 1 月 5 日（水）の入金処理とさせていただきます。

出金受付時間	出金処理時間
12/27（月）16：00～12/28（火）15：59	12/30（木）午前中
12/28（火）16：00～12/29（水）15：59	1/4（火）午前中
12/29（水）16：00～12/30（木）15：59	1/5（水）午前中
12/30（木）16：00～ 1/4（火）15：59	1/6（木）午前中

3. 東京穀物商品取引所の売買仕法変更について

平成 23 年 1 月 4 日（火）より東京穀物商品取引所は、東京工業品取引所システムの利用を開始することになりました。システム変更に伴い東京穀物商品取引所の取引仕法が板寄せ取引からザラバ取引へと変更になり、取引時間も日中取引が午前 9 時から午後 3 時 30 分、夜間取引が午後 5 時から午後 11 時までとなります。また、当限の納会建玉についての取扱いにつきましても東京工業品取引所と同様の取扱いとなります。

4. 東京本部統括店と日本橋支店の統合について

平成 23 年 1 月 11 日より、東京本部統括店を日本橋支店の所在地に移転し、新たに東京本部統括店として業務を開始いたします。電話番号、FAX 番号等は従来通りとなります。

岡安商事株式会社 東京本部統括店

新住所 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-1-1 TEL03-5642-8585（代）

5. 商品先物取引法施行と受託契約準則の変更について

平成 23 年 1 月 1 日より、商品取引所法が改正され商品先物取引法として施行されることになり、商品取引員という名称から商品先物取引業者に改められることになりました。SPAN 証拠金制度や損失限定取引の導入に伴い受託契約準則も変更されております。新しい受託契約準則をご覧のうえで新証拠金制度に関する特約についてご同意をお願いいたします。

6. 新証拠金制度導入に関する当社の対応について

平成 23 年 1 月 4 日より国内の全ての商品取引所において **SPAN** (The **S** tandard **P**ortfolio **A**nalysis of **R**isk) と呼ばれるリスク対応の証拠金制度が導入されます。SPAN では商品毎に個別の証拠金を計算するのではなく、保有するポートフォリオ（建玉状況）全体から生じるリスクに応じて、限月間ポジション、類似商品間ポジション等のリスク相殺が可能になります。

当社では上記 SPAN に準じた建玉状況に基づくリスク対応方式と株式会社日本商品精算機構が公表する、商品毎に過去の価格変動率から個別の証拠金を計算した **PSR** (Price **S**can **R**ange) の二通りの方式を「委託者証拠金額」として定めておりますが、PSR 方式に基づく証拠金計算方式を標準とさせていただきます。SPAN に基づく証拠金計算方式につきましてはお客様のお申し出により対応可能といたします。

現行の証拠金制度では一定の値洗損失額（追証水準）に達しない限り、追加の証拠金預託を必要としませんでした。新証拠金制度では追証制度は廃止され、建玉維持に必要な最低証拠金額となるため、預り証拠金に値洗損益金通算額、売買差損益金を加減した額（現金授受予定額）が委託者証拠金を下回る場合（総額の不足額）、または現金不足額が生じた場合は翌営業日正午までに現金にて預託をしていただきます。不足額の入金をされない場合はお客様の計算により、当社にて全建玉を処分できるものとさせていただきます。

現在、値洗損が生じているお客様につきましては証拠金制度が変更される平成 23 年 1 月 4 日の時点で追加預託を求められる場合がございますので、事前に値洗損金を現金で入金されるなどのご準備をお願いいたします。

出金可能額には計算上の利益である値洗益金は含みません。決済を行い売買差益を確定してから出金のご指示をお願いいたします。

7. 新証拠金制度に関する特約について

平成 23 年 1 月 1 日施行の受託契約準則において、新証拠金制度の取扱いについてお客様と岡安商事株式会社との間で特約を締結していただく必要がございます。

何卒、ご理解のうえ別紙「新証拠金制度に関する特約」のご返送をお願いいたします。

敬具

岡安商事株式会社 管理部